

令和3年4月13日

令和3年

上毛町農業委員会4月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会4月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年4月13日（火） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19名 欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	大石 敏 秋	欠	15番	磯 田 三 好	○
2番	小 森 秀 樹	○	16番	小 川 清 志	欠
3番	穴 田 栄 一	○	17番	奥 雅 樹	○
4番	近 砂 熊 雄	○	18番	坪 根 和 男	○
5番	矢 岡 望	○	19番	原 田 正 朝	欠
6番	奥 野 和 浩	○	20番	東 一 義	○
7番	薬 丸 忠 夫	○	21番	南 雄 志 朗	○
8番	広 崎 倫 孝	○	22番	山 本 直 子	○
9番	保 元 保 男	○			
10番	横 山 健 一	○			
11番	松 下 隆 光	○			
12番	上 永 富 雄	○			
13番	向 本 忠 久	○			
14番	宮 本 健 一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○  
林 充 彦 ○  
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他 ・次回定例総会日程

## 会議の経過

令和3年4月13日(火)午前9時00分開会

議長

皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会4月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本日は、小川委員、から欠席の連絡がありました。他2名がきておりませんが、上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から4月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。議席2番小森委員、議席3番穴田委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

説明に先立ちまして事務局において人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。前事務局長の円入が住民課に異動しまして、新たに垂水課長が就任しましたので、ご紹介いたします。

垂水課長

おはようございます。ただ今紹介いただいた4月の人事異動で産業振興課課長を命じられました垂水でございます。どうぞよろしくお願い致します。委員の皆様方におかれましては、平素より本町の農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効利用・活用を計るため、農地の権利の移動・移転の転用の審査、また 担い手の集積・集約化 遊休農地の発生防止解消にあたり、たきにわたり、町の農業振興の発展に御尽力に厚くお礼申し上げます。微力ではございますが、本町の農業の活性化に務めてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご指導御べんたつをいただきますよう、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。宜しく申し上げます。

事務局

資料の2ページをお願いします。  
議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

まず 賃貸借ですが筆数は71筆で貸し手38名、借り手28名となっております。

期間は1年、3年、5年、5年4ヶ月、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等として、面積は田が107,488㎡です。

賃借料でございますが、現金では反当、5,000円から13,000円

現物では、22kgから75kgとなっております。

次に、使用貸借ですが、筆数は3筆で貸し手3名、借り手2名となっております。

期間は5年です。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が2,082㎡です。

3ページ以降に申出各筆明細一覧表をお付けしております。

また、7ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書 議案第19号のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

議長

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第19号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の8ページをお願いします。  
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字西友枝2126番、地目は田で、面積は計1,917㎡です。

所有権を移転する方は、春日市の●●さんで、所有権の移転を受けるのは、福岡県農業振興推進機構さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

申請農地は次のページに示すとおり、大字西友枝の友枝川沿いに位置する整備田です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第20号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。  
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字東上3256番1ほか1筆、地目は畑で、面積は計440㎡です。  
譲渡人は、中津市三光西秣の●●さんで、譲受人は大字東上の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営農地面積は 8,484㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。箇所図・位置図は次のページの通りです。  
申請農地は東上地区の県道沿いの集落付近に位置する農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については 横山委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明の通りです 住所が地元の人でないなので、維持管理ができないので、地元でお願いします ということです。  
審議のほど宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第21号については、原案のとおり可決決定されました。  
つづきまして、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の16ページをお願いします。  
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字東上3265番ほか3筆、地目は田及び畑で面積は計1,594㎡です。  
譲渡人は、中津市三光西秣の●●さんで 譲受人は、大字東上の●●さんです。  
譲受人の権利取得後の経営面積は、25,158㎡です。  
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。  
農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。箇所図、位置図は次のページの通りです。  
申請農地は東上地区の県道沿いの集落付近に位置する農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については 横山委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

横山委員 理由としては議案21号とおなじです。審議のほど宜しくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
  
(委員挙手)  
ありがとうございます。賛成多数により議案第22号については、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

- 事務局 資料の20ページをお願いします。  
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。  
契約の種類は売買で、申請農地は大字尻高451番2ほか1筆、地目は田で、面積は計547㎡です。譲渡人は大字垂水の●●さんで、譲受人は大字尻高の●●さんです  
理由としては、資材置場用地確保のためです。  
一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。附近農地に対する被害の有無については、隣接農地の所有者及び水利関係の承諾を得ております。  
農地の区分は、10ha以上の一団の区域内に位置する第1種農地であり、代替地もなく、また集落に接続して位置することから、例外的に許可可能と判断します。  
箇所図・位置図は次のページのとおりです。  
申請農地は、大字尻高の広域農道に近い県道沿いに位置します。  
これで説明を終わります。
- 議長 事務局の説明が終わりました。本案件については松下委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。
- 松下委員 事務局の説明のとおりでした。審議のほど宜しくをお願いします。
- 議長 質疑にはいりません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)
- ないようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第23号については、原案の通り可決決定されました。
- 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。  
その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について事務局からご説明いたします。  
本日議案には当初、令和2年度の活動の点検評価と、令和3年度活動計画について審議いただく予定でしたが、活動計画と点検評価の内容について、通知を出した後、国が見直しを行っているためその指示を待つようにということで、今回は議案として提案することが叶いませんでした。  
国から示された後に総会に諮りたいと思います。  
本日お手許にDVDと資料をお配りしています。今年は参加を見送りましたが、農業委員会の研修大会でのそれらのDVDと資料でございます。DVDの中で、説明をされてますので、自宅で再生可能ですので、お時間のよろしい時にご覧ください。

次回 5月期の定例総会は5月10日(月)を予定しております。

議長 その他委員に方から無いでしょうか

東委員 企業が土地を買って参入できるようになる。そうした時の対応をどう考えてますか。企業は投資力を持っているので、田んぼをどんどん1反当たり100万くらいでかえば土地がなくなるのでは  
すでに豊前には 入ってきている。  
今年から認められるということであれば、条件の良いところは、買収していくのではないのでしょうか。それと同時に高齢化で弱体化してくる。  
地域の経営を抜本的に改善していかないとならないのでは  
儲かる農業をしていかないと、後継者もついてこないと思います。  
上毛町も今年からテーマを絞ってやったほうが良いのではないかと思います。  
利用増進もよいのですが、もう一步踏み込んだところで  
5年後の農業が今作っているのが3割に減っていくのではないのでしょうか。  
年齢・経営的など それを今のうちに考えておかないと、なってからでは、遅いのではないのでしょうか。特に企業はそんなすきまに入ってくる可能性が高いのでは。農地法で、企業が買ってもよいということになったのでどんどんはいつてくる その辺を準備しておかないといけないのでは。

議長 事務局いかがですか。検討してもらえないでしょうか

事務局 提案をいただきありがとうございます。整理してどうしたらよいかなど、テーマをひとつずつ考えて行きたいと思います。即答はできないので、検討していきたいと思います。

東委員 できれば、次回から一つテーマを お願いしたいです。

議長 即答はできないので、検討して回答したいと思います。  
その他ありませんか。

磯田委員 推進機構が農地の申請があっても、受けない場合がある。条件の悪いところは拒否しているようです。条件の悪いところも国は、受けて行くといっている。上毛町はどういう風にしていくのですか。具体的な案を示してほしい。農業に目を向けて行くといわれたので、是非道を示して欲しいです。

事務局 中間管理が、借りない農地という事ですね。

磯田委員 受ける時点で拒否している。そんなところを国は目をむけていきたいと 上毛町では切り捨てていくのかどうするのか示して欲しい。

垂水課長 東委員・磯田委員の件 十分事務局で整理して早い段階でまた、みなさんに提案できたらと思います。  
少し時間を下さい。

議長 それではこれで4月期の定例総会を終了します。

令和3年4月13日 午前9時30分閉会